

地保第3520号
平成23年3月7日

大阪府内各医療機関様

大阪府健康医療部保健医療室長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
の規定に基づく届出について

日頃から本府の保健医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果、受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっています。しかしながら、厚生労働省健康局結核感染症課より、同項の規定が遵守されていない事例が多数判明していることから、改めて同項による届出義務の遵守について周知依頼がありました。

つきましては、下記届出について、十分御了知の上、結核患者発見の際はご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

法第12条第1項の規定による届出(以下、「届出」という)について

1. 本届出は、結核と診断した医師が、直ちに最寄りの保健所へ届出を行うものです。
2. 提出された届出に基づき、保健所が結核患者について、患者との接触者に対する健康診断(法第17条)、就業制限通知(法第18条第1項)、入院勧告等(法第19条及び第20条)、医療費の公費による負担(法第37条及び第37条の2)、結核登録票への登録等(法第53条の12)を行います。
3. 結核と診断した医師が届出を行わなかった場合は届出義務違反となり、法第77条の規定に基づく罰金等が科されることがあります。
4. 本通知文および厚生労働省通知文、届出様式は下記ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.jp/chikikansen/kansen/kekkaku.html>

届出様式:「その他関係様式、これまでの情報通知など」→「結核患者発生届」をクリックしてください。

担当 大阪府健康医療部 保健医療室 地域保健感染症課 中條・沢田 電話 06-6941-9156 FAX 06-6941-9323
--